

&lt; 環境基準等の水域類型及び基準値等 &gt;

環境基準項目		(単位: µg/L)	
項目	水域	類型	基準値
全亜鉛	淡水域	A:イワナ・サケマス域	30
		B:コイ・フナ域	30
		A-S:イワナ・サケマス特別域	30
		B-S:コイ・フナ特別域	30
	海域	G:一般海域	20
		S:特別域	10

要監視項目		(単位: µg/L)	
項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	淡水域	A:イワナ・サケマス域	700
		B:コイ・フナ域	3,000
		A-S:イワナ・サケマス特別域	6
		B-S:コイ・フナ特別域	3,000
	海域	G:一般海域	800
		S:特別域	800
フェノール	淡水域	A:イワナ・サケマス域	50
		B:コイ・フナ域	80
		A-S:イワナ・サケマス特別域	10
		B-S:コイ・フナ特別域	10
	海域	G:一般海域	2,000
		S:特別域	200
ホルムアルデヒド	淡水域	A:イワナ・サケマス域	1,000
		B:コイ・フナ域	1,000
		A-S:イワナ・サケマス特別域	1,000
		B-S:コイ・フナ特別域	1,000
	海域	G:一般海域	300
		S:特別域	30

(注)

- ・環境基準項目：水環境の汚染を通じ人の健康又は生活環境に影響を及ぼすおそれがあり、また、水質汚濁に関する施策を総合的にかつ有効適切に講ずる必要があると認められる項目
- ・要監視項目：公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準項目とはせず、引き続き環境中の検出状況等に関する知見の集積に努めるべきと判断される項目
- ・イワナ・サケマス域：イワナ・サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域
- ・コイ・フナ域：コイ・フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域
- ・特別域：産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場等として特に保全が必要な水域